# えひめ野球文化促進事業(偉人継承)委託業務 仕様書

### 1 業務の目的

本県において「野球」は、スポーツの垣根を超え、広く県民に浸透し、他競技とは一線を画する「文化」として根付いている。野球殿堂入りを果たした本県ゆかりの偉人の存在や高校野球をはじめ、全国大会で優秀な成績(ベスト8以上)に導いた名将を多く輩出していることがその顕れである。

本県では、これまで愛・野球博を実施し、地方球場では史上初3回目のプロ野球オールスターゲームを開催した今、改めてその礎を築いた偉人・名将にスポットを当てることにより、本県の野球熱の高さを県内外に示すとともに、後世に継承することを目的とする。

## 2 業務の名称

えひめ野球文化促進事業(偉人継承)委託業務

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで



## 4 業務内容

(1) 広報·情報発信業務

下記①及び②に掲げる指導者等について、愛媛県内外の広報媒体等を用いて、その 功績を称える情報発信等を行う。

- ① 全国大会で優秀な成績 (ベスト8以上) を残した指導者
- ② 野球殿堂入りを果たした11名の偉人(本県出身者9名、関係する方2名)
- ※具体的な指導者等は、野球文化交流促進実行委員会が指定する。
- ※同実行委員会が指定した指導者等の功績は、受託者が取材して紹介すること。
- ※効果的な情報発信のため、適切な広報媒体(例:テレビ、新聞、SNS等)と 発信時期を工夫すること。
- ※事業実施に当たっては、公益社団法人野球殿堂博物館と緊密に連携し、情報共 有を図ること。

## (2) 継承イベント開催業務

- ① 愛媛の野球普及に大きく貢献した指導者や団体を顕彰する表彰式の実施 (表彰対象者は、野球文化交流促進実行委員会が指定する。)
- ② 上記表彰式と合わせた継承イベントの実施 愛媛の野球普及に大きく貢献した指導者や団体を紹介し、その功績を称える とともに、その功績を後世に継承するシンポジウム等のイベントを実施する。

### 5 成果品等

- (1)業務完了報告書(成果報告及び収支決算書)
- (2) イベントの様子等を撮影した動画や広報した内容を記録した電子媒体 (具体的には双方協議により決定)

### 6 留意事項

## (1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、本県に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。

### (2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本県と十分に連絡をとり、随時協議しながら進めること。
- (2) 費用対効果、法令や環境、新型コロナウイルス感染症等の安全に配慮した業務 に努めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと(人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。)。
- (4) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5)本業務遂行中に受託者が本県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに本県にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。

ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

- (6) 本業務は本県との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて本県と受託者とで協議の上、対応することとする。
- (7) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、その都度本県と 受託者とで協議の上、決定すること。